

## 〈海外動向紹介〉

### 金融・保険市場における動向（欧州）

#### 【欧州（日米等主要国を含む）・規制動向】

##### ○バーゼルⅢが合意され、狭義の中核的自己資本の最低比率は実質7%に引き上げられる

2010年9月12日、バーゼル銀行監督委員会は、国際業務を行う銀行を対象とする新たな自己資本比率規制（バーゼルⅢ）について合意した。バーゼル銀行監督委員会は、27カ国・地域の中央銀行や金融監督当局が参加する国際機関であり、スイス・バーゼルの国際決済銀行（BIS）内に事務局を持つ。欧州中央銀行（ECB）のトリシェ総裁が議長を務め、合意に至った。

普通株式、利益剰余金で構成される「狭義の中核的自己資本」の最低比率は、現行の2%から4.5%に引き上げられる。これに加え、損失を吸収するために追加的に必要な「資本保全バッファ（普通株式）」が2.5%に設定されるため、銀行は、「狭義の中核的自己資本」比率を実質7%以上としなければならない。バーゼルⅢは2013年から段階的に導入され、2019年1月から完全実施となる予定である。

バーゼルⅢは、金融危機の再発防止の観点などから、20カ国・地域首脳会議（G20サミット）が銀行の自己資本比率規制の強化への取組みを求めるのに応えるものであり、自己資本比率規制に関する数十年ぶりの大幅変更となる。バーゼルⅢは、2010年11月にソウルで開催されるG20サミットで最終決定される見通しになっている。

（国際決済銀行ウェブサイトほか）

#### 【欧州・市場動向】

##### ○ハンガリーの有毒汚泥流出事故、損害額は未定

ハンガリー西部にあるアルミ製造会社MAL社の工場で10月4日に発生した有毒汚泥の流出事故は、現在判明しているだけで7人が死亡、150人以上が負傷している。

汚泥に汚染された土地は800～1,000ヘクタールとみられているが、有毒物質の除去にかかる金銭的損害は未定である。MAL社の損害保険加入については、欧州最大の保険会社のひとつであるアリアンツ社のハンガリー現地法人が賠償責任保険を引き受けていることを明らかにしているものの、契約内容については明言を避けている。今回の事故の原因は不明であるが、契約者の重過失が原因だったとすれば保険会社に保険金の支払義務はなく、再保険を引き受けているミュンヘン再保険やハノーヴァー再保険は、両社とも今回の事故による同社への影響は小さいと見ている。

ハンガリー政府高官によるとドナウ川に流入した汚泥の汚染濃度は弱まっており、生態系および河川への危険はなく、現在のところ飲料水の供給にも影響はないとのことである。一方で環境保護団体グリーンピースのハンガリー代表は、政府の予測値が低すぎると指摘し、長期的に水質や生態系に影響を及ぼす危険があることを警告している。

（Reuters 2010.10.8、Business Insurance 2010.10.8ほか）

## 【EU・規制動向】

### ○欧州委員会は、各保険会社および再保険会社に対し、ソルベンシーⅡの第5回定量的影響度調査（QIS5）に参加するよう強く要請

2009年欧州議会および理事会によって採択され、2013年1月1日までに施行される予定のソルベンシーⅡ枠組指令は、EUの保険会社および再保険会社に対する次世代の監督ルールを定めるものである。ソルベンシーⅡの詳細な規定は、レベル2と呼ばれる実施基準によって補足され欧州委員会によって採択されることになっているが、そのためにも信頼性の高い広範囲な経験データが、資本の定量的要件を決定するために必要となっている。こうした背景から、欧州保険職域年金監督者委員会（CEIOPS）が、5回目となる定量的影響度調査（QIS5）を、今年の8月から11月にかけて実施することになっている。欧州委員会は、各保険会社および再保険会社に対し、このQIS5に参加することを強く推奨している。また、CEIOPSは、QIS5のために個々の保険会社用および保険グループ用に、計算用のスプレッドシートを配付し、個々の保険会社は10月末までに、保険グループは11月中旬までに提出するよう期限を設けている。

EU各国の保険協会の連合体である欧州保険委員会（CEA）や、ヨーロッパ共済保険・協同組合保険協会（AMICE）も、それぞれのメンバー会社等に、QIS5への参加の重要性をうたえ、積極的に参加するよう促している。

（States News Service 2010.8.23、Insurance Newslink 2010.8.25 ほか）

## 【EU・規制動向】

### ○EUが2011年1月までに欧州全域の金融監督機関を設立

欧州連合（EU）は、EU域内の金融機関および金融市場を横断的に監督する新組織を2011年1月までに設立することを発表した。この金融規制改革は、2008年に発生した金融危機の再発を防止するため検討が重ねられてきたもので、1年あまりの討議を経てこのほど合意に達した。新たに設立されるのは、銀行、保険・企業年金、証券・金融市場をそれぞれ監督する3つの機関であり、このほか欧州中央銀行総裁を議長とし、不動産価格バブルなどEU経済を潜在的に脅かす可能性のあるリスクを監視する委員会も設置される。また、新組織はイギリスの金融サービス機構（FSA）のようなEU各国の金融監督機関よりも強い権限を有するものとなる。

この金融規制改革は、米国の金融規制改革よりも抜本的な内容であり、初期から検討に関与したEU内マーケット担当の欧州委員は「我々は欧州における新たな規制の基礎を作った。リスクを発見・特定しコントロールする司令塔の役割を果たし、金融業務に携わる者が迅速かつタイミングよくリスクに対処するための良き指標にもなるだろう。」と語っている。

（States News Service 2010.9.6、Insurance Journal 2010.9.22 ほか）

## 【EU・市場動向】

### ○EU 域内 91 銀行に対するストレステストの結果を公表

2010 年 7 月 23 日、欧州銀行監督委員会（Committee of European Banking Supervisors：以下「CEBS」）は、欧州連合（EU）域内 91 銀行の健全性を審査するストレステストの結果を公表した。7 行が、財務の増強および新たな資本の調達が必要とされ、7 行合計で 35 億ユーロの資本不足になる恐れがあると判定された。7 行の内訳は、ドイツの不動産金融 1 行、ギリシャの農業銀行 1 行、およびスペインの貯蓄銀行 5 行であった。同時に、景気悪化が最悪のシナリオとなった場合、91 行全体で最大 5,659 億ユーロの損失が発生する可能性があるとの試算も示された。

ストレステストは、ギリシャなどの国債が財政危機により急落したため、国債を保有する銀行に多額の損失が発生し破綻する可能性があるのではないかとといった疑念が市場で広がったことを受けて実施されたものである。審査は、国債、株式、不動産などの価格低下、欧州経済の悪化など一定の条件を設定し、銀行の健全性がどこまで維持できるかを調べたものである。CEBS は、ストレステストの結果を受け、「欧州の金融システムの健全性が確認された」との声明を発表したが、市場関係者からは、欧州経済見通しや国債、不動産の価格低下に関する想定が甘過ぎるといった批判の声があがっている。

(The Wall Street Journal 2010.7.24 ほか)

## 【イギリス・自然災害】

### ○英国保険協会が、高まる洪水リスクに警鐘

英国保険協会（ABI）によれば、洪水はイギリスにおける最も大きな災害リスクであるが、地球温暖化による気候変動によってますます洪水のリスクが高まっていると警鐘を鳴らしている。また政府に対して、歳出削減を行うことも重要であるが、洪水予防対策も急ぐよう要請を行っている。

英国保険協会は、政府との取り決めによって、2013 年までに洪水保険を可能な限り普及させることになっており、政府は適切な予算および洪水のリスクが高い地域への新たな住宅の建設を制限する施策とともに、長期的な洪水管理政策を実施することになっている。

英国保険協会は、洪水予防に 1 ポイントを費やすごとに 8 ポイントの洪水による経済的損害を抑制できると推定している。また、2 度気温が上昇すると年間平均で 4,700 万ポンドの保険損害が増加し、100 年に 1 度の洪水が発生した場合には 7 億 6,900 万ポンドの保険損害が増加するとしており、このことは 16%の保険料アップにつながると試算している。

(Insurance Daily 2010.7.30、The Guardian 2010.7.29 ほか)

## 金融・保険市場における動向（米国）

### 【規制動向】

#### ○NAIC、米国医療保険改革の諸規定および実施時期の認知が低いとの調査結果を公表

全米保険庁長官会議（NAIC）は、2010年9月、2010年3月末にオバマ大統領が署名した米国の医療保険制度改革法の規定および実施時期について、認知している米国人は極めて少ないとの調査結果を公表した。同調査は、同年8月中旬に、全米を反映するように抽出した18歳以上の成人1,000人を対象として、電話による乗合調査（Insurance IQ Omnibus survey）によって行われた。

調査結果では、子供の医療保険給付に関する認知度は比較的高く、既往症を免責としない規定は回答者の72%が、26歳までは親の医療保険の被保険者となりうることは回答者の70%が認知していた。一方、回答者の半数は、従業員50人未満の中小企業の雇用主にも従業員への医療保険の提供義務があると誤解し（実際は、従業員50人未満の中小企業の雇用主には医療保険の提供義務はない）、回答者の47%は、すべての医療保険プランが自己負担（co-payment）なしに、認定された予防ケアおよび検診を補償すると誤解していた。また、段階的に実施される医療保険改革の最初の実施時期が9月23日であることを認知している人は14%しかいなかった。

（NAIC ニュースリリース 2010.9.13 ほか）

### 【規制動向】

#### ○ニューヨーク州保険庁が非認可保険会社による引受要件の緩和対象商品の拡大を検討

ニューヨーク州保険庁では、同州において非認可保険会社が引受できる保険種目を拡大することにより、同州における保険引受能力の拡大を検討している。

同州の規制では、非認可保険会社が保険契約の引受を行うためには、その保険契約の引受申込が、最低でも3つの認可保険会社から拒絶される必要があるとしているが、例外として、特定の保険種目は、認可保険会社の引受拒絶なしに非認可保険会社による引受が可能となっている。

現在は、テーマパークやカーニバルに関する財産保険・責任保険、環境汚染に対する賠償責任保険・汚染除去費用保険など30種類を超える保険がこの例外の対象となっている。また、拒絶保険会社数が3社ではなく2社でよい種目も定められている。今回、ニューヨーク保険庁は、認可保険会社による拒絶を不要とする種目を拡大するとともに、現在認可保険会社2社からの拒絶を必要としている種目を、拒絶不要にする等の検討を行っているところである。なお、規制改正には公聴会の開催が必要であるが、この公聴会は既に8月20日に開催されている。

（ニューヨーク保険庁ウェブサイトほか）

## 【市場動向】

### ○2010年上半期の米国損害保険業界のコンバインド・レシオは悪化したが業績は堅調

料率サービス会社の ISO および米国損害保険者協会 (PCI) は、2010年9月、米国損害保険市場の96%を占める損害保険会社による損害保険業界全体の2010年上半期の業績を発表した。それによると、純利益は前年同期の60億ドルから165億ドルに、契約者剰余金(損害保険会社の資本に相当)をベースとする年換算の株主資本利益率(ROE)は、同2.6%から6.3%にそれぞれ大幅に上昇し、業績の堅調な推移が示された。ただし、損害保険業界のROEは、フォーチュン500社のROEの長期的平均である13.9%には遠く及ばない。

堅調な業績を支えたのは、有価証券等の資産売却損益が前年同期の111億ドルの赤字から22億ドルの黒字に改善したことが大きい。一方、保険引受損益は、保険料の伸び悩み等のため、前年同期の21億ドルの赤字から51億ドルの赤字に損失が拡大するとともに、コンバインド・レシオも前年同期の100.8から101.7に悪化した。正味計上保険料は、2,125億ドルと前年同期の2,125億ドルから横ばいであった。

(ISO/PCI/Insurance Information Institute ニュースリリース 2010.9.16)

## 【市場動向】

### ○保険契約者の保険会社に対する不誠実訴訟を認めることに世論調査は消極的

2010年7月に公表された保険研究評議会(Insurance Research Council)の調査によると、米国において、保険契約者が保険金支払に関して不誠実であるとして保険会社に対して懲罰的損害賠償請求(以下、不誠実訴訟)を可能とする法律の制定に対して、過半数があまり良い考えであるとは思っていないという結果が出ている。現在、この種の不誠実訴訟を認めている州はほんのわずかである。

保険会社に対する不誠実訴訟を認めることにより、保険契約者の保険料負担が増加する点について、47%が反対、24%があまり積極的には賛成できないとしている。不誠実訴訟を認めることに賛成の人も、51%がそれにより保険料が上昇することについては、消極的な意見であった。

この調査結果を受けて、同評議会の上席副会長は訴訟を増加させ、保険契約者に高い負担を求める立法は一般市民の賛成は得られないとコメントしている。

なお、最近になって、いくつかの州において、この種の訴訟を認めるか否かの議論がなされたが、いずれも結論は否定的であった。

(保険研究評議会のニュースリリースより)

## 金融・保険市場における動向（アジア）

### 【香港・規制動向】

#### ○香港の保険業界は、新保険監督局設立に対して意見表明

香港政府は、現在の香港保険局（Office of the Commissioner of Insurance）が保険監督権限などの面で国際実務にそぐわない点があることから、同局にとって代わる、権限および財政面で香港政府から独立した保険監督局（Independent Insurance Authority）を設立する予定である。本計画は、2011年の香港特別行政区立法会に法案を提出するスケジュールで進められている。

香港政府は2010年7月に独立保険監督局設立に関するコンサルテーション・ペーパーを作成し、2010年10月11日を意見提出の締切日として民間からの意見募集を行っていた。政府の計画では、銀行窓販に関する規制・監督権限を香港金融管理局（The Hong Kong Monetary Authority）に残し、その他の保険販売規制・監督権限を独立保険監督局に移す内容となっている。これに対し、香港保険連盟（The Hong Kong Federation of Insurers）が、販売チャネルの違いにかかわらず、保険契約者が同じレベルの消費者保護を受けられるべきであると述べている。

なお、香港の銀行窓販は、保険販売シェアの30%を占める主要チャネルとなっている。

（Asia Insurance Review 2010.10.12 ほか）

### 【インド・規制動向】

#### ○インド保険規制開発庁は信用保険の販売を一時中断

インド保険規制開発庁（The Insurance Regulatory and Development Authority）は、信用保険の販売を一時中断するように保険会社に通達を行った。

一時中断の理由は、保険会社が経営規模に比して巨額な信用リスクの引受を行う事例や、保険ブローカーが債務者と共謀して保険会社に巨額の信用保険の引受を提案する事例などが散見されるようになってきているにもかかわらず、信用保険の販売を規制する枠組みや制裁措置が定まっていないためである。

インド保険規制開発庁によると、信用保険の販売に関するガイドラインを同庁が作成し次第、信用保険の販売を再開するとのことである。

上記ブローカーの事例については、保険ブローカーが債務者と共謀してインドの国内保険会社に信用保険の引受提案を行うもので、その際にブローカーは国際的に活動を行っている再保険会社も同信用保険の引受を行うことに同意しているとの手紙を当該国内保険会社に見せて引受の了承を得るが、実際に保険金請求があった際に契約内容を確認すると、引受に同意した再保険会社は免責となるような細則があり、当該国内保険

会社のみが保険金支払いを行うというものである。

インド保険規制開発庁によると、現状、インドにおける信用保険の引受件数は少ないため、販売の一時中断によるマーケットの混乱は生じないであろうとのことである。

(The Economic Times 2010.10.6 ほか)

## 【中国・市場動向】

### ○厦門（アモイ）で保険事業改革が活発化

中国の保険監督機関である中国保険監督管理委員会（China Insurance Regulatory Commission：以下「CIRC」）が、福建省南東部の経済特区である厦門市を保険産業の改革を行う実験都市（pilot city）と定め、台湾海峡を隔てた対岸の台湾との保険産業の関係強化を打ち出している。

改革の狙いは、保険仲介業の迅速化も含めた自動車保険、年金保険、民間医療保険等の普及・進展を図ることで、個人の日常生活リスクならびに医療・年金といった社会的なリスクに対するリスクマネジメントを強化することである。このために CIRC は台湾の保険会社の厦門への誘致を進め、保険商品の発展、保険販売モデルの技術革新、事故防止サービスの導入等の支援を行う方針である。

こうした背景から、9月25日には台湾の大手金融グループである Fubon（富邦）グループの子会社として、厦門に Fubon グループの損害保険会社の設立が認可されている。この会社は、中国本土で初めての台湾資本全額出資の損害保険会社となっている。

(中国保険監督管理委員会ウェブサイト、Asia Insurance Review 2010.10.14)

## 【タイ・市場動向】

### ○損害保険市場が2ケタ成長

今年のタイの損害保険市場は、昨年比で2ケタの成長率が見込まれている。タイの新聞 The Nation が、現地の銀行系調査会社 Kasikorn Reserch の調査として報道している。この調査によれば、2010年のタイの損害保険市場の元受保険料規模は1,227～1,254億タイバーツ（日本円換算で約3,340～3,410億円）であり、2009年との比較で11.5%の成長率が見込まれているとのことである。

この成長は主に輸出部門および国内消費の好調を背景とした国内景気の回復が要因である。景気回復を背景に2010年の国内の自動車販売台数も過去最高の73～76万台に達することが予想されている。一方で、今年5月に勃発した反政府暴動に見られるように、国内の政治不安が保険販売の好調の要因にもなっている。特に規模の大きい個人向け事業者では損害保険の需要が増大しており、保険販売の増加につながっている。

(The Nation 2010.10.2、Asia Insurance Review 2010.10.12 ほか)